

第七十六号議案

江戸川区陸上競技場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年九月二十日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区陸上競技場条例の一部を改正する条例

江戸川区陸上競技場条例（昭和五十八年十二月江戸川区条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「区民」を「江戸川区民」に改める。

第三条第三号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。  
 第七条に次の一項を加える。

4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第九条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十一条の見出し中「譲渡」を「譲渡等の」に改める。

第十二条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十六条中「の各号」を削る。

別表第一貸切利用料金（一）の表備考第一号中「（以下同じ。）」を削り、別表第一貸切利用料金（二）の表備考中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同表備考に第一号として次の一号を加える。

一 休日とは、国民の祝日に関する法律第三条に定める日をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

江戸川区陸上競技場の利用料金について、減免に係る規定を加えるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。